日本郵便株式会社の円滑な業務遂行に向けた

指示等について

(案)

指示事項

総務大臣は、日本郵政株式会社に対して、次の事項を指示する。

- 1 平成19年10月の郵政民営化の際に、郵便局株式会社及び郵便事業株式会社に分社化されたことにより生じた問題点を解消し、両社の合併のメリットを最大限生かすとともに、公益性及び地域性が十分に発揮されるよう、引き続き業務・組織の改善に努めること。
- 2 日本郵政株式会社の株式の早期の上場及び政府による株式 処分を可能とするため、郵政子会社の収益力強化策や更なる経営 効率化等により、日本郵政グループが市場で高く評価されるよう 努力を行うことをはじめ所要の準備を急ぐとともに、郵便貯金 銀行及び郵便保険会社の株式処分に係る方針の明確化に向けた 検討を行うこと。

要請事項

内閣総理大臣、郵政民営化担当大臣及び総務大臣は、郵政民営化 委員会に対し、新所見を踏まえ、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の 新規業務について、関係当事者の意見を十分に聴取するなどの調査 審議を適時適切に進めることを要請する。